

広報

ひこね

2018

9/15

10月1日(月) 8:30 ~

ご当地ナンバーの交付を始めます



▲ひこにゃんナンバー



▲オリジナルナンバー

交付場所 困税務課市民税係（彦根駅西口仮庁舎3階※初日12:00までは4階特設会場）、稲枝支所（田原町）

対象車種 原動機付自転車（以下、「原付」）50cc以下【白色】、同51～90cc【薄黄色】、同91～125cc【薄桃色】、ミニカー【薄青色】

対象 市内に主たる定置場がある原付を新規登録する人、従来のナンバープレート（以下、「ナンバー」）から交換を希望する人

費用 交換手数料は無料

必要なもの

①新規登録の場合

販売証明書または譲渡証明書・廃車証明書

②従来のナンバーから交換の場合

使用中のナンバー、標識交付証明書（標識交付証明書がない場合、申請時にお申し出ください）

①②**共通** 印鑑（車両の所有者・使用者・届出者）、本人確認

認ができるもの（運転免許証など）

注意事項

▶従来のナンバーからご当地ナンバーへの交換は1回のみです。

▶交換の場合、番号が変わります（番号変更に伴い、自賠責保険の変更手続きが必要な場合があります。詳しくは加入保険会社へご確認ください）。

▶**ナンバーの番号は交付順のため、指定できません。**

▶従来の原付用ナンバーより幅が30mm広くなります。

▶新規登録は、従来の形式のナンバーも選択できます。

▶ナンバーの譲渡、貸付、不正使用は条例で禁止されています。

▶書類などに不備があった場合、受付できません。

事前申請を受け付けます

期間 9月18日(火)～同28日(金)

場所 困税務課市民税係 ※稲枝支所・郵送での事前申請は受付しません。

必要なもの

申請書と上記の「必要なもの」

※事前申請では使用中のナンバーは不要です。交付当日にお持ちください。

※申請書は困税務課窓口のほか、彦根市ホームページからダウンロードできます。

注意事項

▶事前申請は、所有者1人につき1台のみです。

▶**ナンバーの交付順は、事前申請後、交付当日に特設会場で行う抽選で決定します（申請順ではありません）。**

初日は抽選・整理券により交付します

▶**抽選** 事前申請をして当日8:30までに特設会場（彦根駅西口仮庁舎4階）に来られた人で抽選し、「1番」のナンバーから交付します。

▶**整理券（当日受付）** 抽選終了後、整理券の順に交付します（抽選での決定分より後の番号となります。長時間お待ちいただく場合があります）。

※抽選・整理券での交付は特設会場のみです。稲枝支所では一定の番号以降で交付するため、「1番」からの交付はありません。

注意事項

▶全対象車種の中で、最初に各デザインで「1番」を交付された人（2人）は、市長・ひこにゃんと写真を撮影し、報道機関へ提供します。

▶8:00までは特設会場に入れません。庁舎前に並ぶことなどは近隣住民の迷惑となりますので、ご遠慮ください。

事業所（彦根郵便局、JA 東びわこ）への交付式

日時 10月1日(月) 11:30 ~ **場所** 二の丸駐車場（金亀町）

※悪天候など、ひこにゃんが登場できない場合があります。

ひこにゃんも登場！

問い合わせ先 両介護福祉課
☎ 23・9660番、FAX
26・1768番



尾本 捨三 さん
大正2年9月8日生(105歳)

男性最高齢者



北川 みな さん
明治38年11月3日生(112歳)

女性最高齢者

今年の敬老の日は、9月17日(月・祝)です。長年にわたる社会に尽くしてこられた高齢者の皆さんを敬愛し、長寿を祝う日です。
この日にちなみ、市の男女最高齢者を紹介します。

ご長寿おめでとうございます

秋の全国交通安全運動

9月21日(金)～同30日(日)

9月30日(日)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

▶みんなで防ごう、飲酒運転

昨年、市内で発生した飲酒運転による交通事故は12件でした。飲酒運転は、重大な交通事故につながります。車を運転する人は「飲酒したら乗らない・乗るなら飲酒しない」、周囲の人も「運転する人にお酒を勧めない」など、飲酒運転を起こさない環境づくりに努め、事故を防ぎましょう。

▶前照灯と反射材を活用しましょう

日が短くなるこれからの季節は、特に夕方から夜間の交通事故に注意が必要です。

暗くなる時間が早くなるため、車を運転する人は早めに前照灯を点灯するよう心がけましょう。対向車など他の車両の交通の妨げになるとき以外は、自動車の前照灯は上向き(ハイビーム)を基本に、歩行者や自転車の早期発見に努め、事故を防ぎましょう。

歩行者や自転車に乗る人は、自分の存在を自動車に早く見つけてもらうことが大切です。反射材は、キーホルダーやタスキなどいろいろな形のものであり、気軽に身に付けることができるので、夜間の着用を習慣にしましょう。

問い合わせ先

両交通対策課 ☎ 30-6134、FAX24-5211

かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持ちましょう
地域の医療機関やそこで働く医師・看護師などの医療従事者には限りがあり、医療機関にはそれぞれ独自の役割があります。

マイナンバーカードを交付するため、休日開庁を行います。
日時 9月30日(日) 午前9時30分～午後1時(受付時間 午前9時30分～午後0時30分)
問い合わせ先 両市民課 ☎ 30・6111番、FAX22・1398番

市立病院は急性期(病気が発症し急激に不健康となった状態)の病院として、急性疾患や重症患者の治療を24時間体制で行っています。一方、診療所はかかりつけ医・歯科医として、日頃から患者さんの健康状態を把握し、診療行為のほかに健康管理上のアドバイスなどをされます。限りある医療資源を効率的に活用するため、軽症などの場合、まずは診療所などのかかりつけ医・歯科医にかかりましょう。

受診の結果、高度・専門医療が必要な際は、かかりつけ医・歯科医の紹介状を持って市立病院を受診してください(その場合、選定療養費はかかりません)。
10月1日(月)から選定療養費を改定します(金額は税込)
▼「初診時」選定療養費
【医科】 5,400円
【歯科】 3,240円
▼「再診時」選定療養費
【医科】 2,700円
【歯科】 1,620円
問い合わせ先 市立病院医事課・初診案内窓口 ☎ 22・6050番

平成30年住宅・土地統計調査インターネット回答への協力をお願いします
10月1日を調査期日として、住宅・土地統計調査が全国一斉に実施されます。
9月上旬から、統計調査員が確認のため、調査対象の地域を巡回しています。9月中旬からは、調査対象の世帯へインターネット回答用の調査書類を配布しますので、ご協力をお願いします。
インターネットでの回答を推進しています
インターネットでの回答は、次の利点があります。
①パソコンのほか、スマートフォンで手軽に回答できる
②紙の調査票より簡単に回答できる
③回答期間内であれば空いた時間に、いつでもどこでも回答できる
④回答内容が調査員に見られることなく提出できる
インターネットでの回答期間は、9月15日(土)～10月8日(月・祝)です。
調査票にご記入いただいた内容は、統計法によって厳重に保護されます。統計調査員をはじめ、調査関係者が調査で知り得た内容を他に漏らし

彦根市民防災マニュアル(外国語版)の配布
3月に全面改訂した彦根市民防災マニュアルの外国語版を作成しました。
言語は、4言語(英語・中国語・ポルトガル語・韓国語)に対応しています。
次の場所で配布しているのので、市内在住で外国語版が必要な人はお越しください。
配布場所 両危機管理室(中央庁舎4階)、両市民課(彦根駅西口仮庁舎3階)、両人権政策課(同4階)、支所、各出張所
問い合わせ先 両危機管理室 ☎ 30・6150番、FAX23・1777番



たり、統計を作成・分析する目的以外に調査票を使用したりすることはありません。
問い合わせ先 両企画課 ☎ 30・6101番、FAX22・1398番

国道8号の道路計画のためのアンケート調査
国道8号彦根～東近江の道路計画の検討を進めるにあたり、地域住民や事業所、道路の利用者に滋賀国道事務所がアンケート調査を行います。アンケートは無作為抽出による郵送配布のほか、インターネット(滋賀国道事務所)で検索 による回答や、道の駅などでも用紙を入手することができます。



巡回市長室
日時 10月12日(金) 午前10時～正午
場所・申込場所 鳥居本地区公民館(鳥居本町)
定員 5人(団体(先着順))
申込期間 9月19日(水)～10月11日(木)
問い合わせ先 両まちづくり推進室 ☎ 30・6117番、FAX22・1398番
※申込方法など、詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。お問い合わせ先 両まちづくり推進室にお問い合わせください。

よりよい計画にするため、ご協力をお願いします。
問い合わせ先 アンケート調査サポートセンター ☎ 0120-138-050番

10月1日(月)から 市立病院に 地域包括ケア病棟 を開設します

市立病院は急性期病院のため、急性期の治療が終了し病状が安定すると、早期に退院して自宅などへ戻るか、リハビリテーション(以下、「リハビリ」)などを目的に転院することになります。

しかし、在宅復帰までの経過観察やリハビリ、自宅などでの療養の準備期間が必要な患者さんを対象に、10月1日(月)から地域包括ケア病棟(41床)を開設します。医師や看護師、リハビリ職員などが協力して、自宅などへの復帰に向けた医療や支援を行います。

高齢化が進行する中、できる限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられることが求められ、地域の包括的な支援・サー

ビスの提供体制(地域包括ケアシステム)づくりが進められています。その役割の一つを医療面で担うのが、地域包括ケア病棟です。

対象 自宅や介護施設などに復帰予定で、
▶症状は改善したが、経過観察が必要な人
▶もう少しリハビリが必要な人
▶自宅などでの療養準備が必要な人

入院費用 患者さんにより異なるため、詳しくは市立病院医事課入院会計担当にお問い合わせください。

問い合わせ先

市立病院地域連携センター ☎ 22-6050

未来へと ぼくらがつなぐ 下水道

平成 30 年度 下水道推進標語

■ 彦根市の下水道整備

下水道は、私たちの暮らしを健康で快適なものにし、河川や琵琶湖の水質を守るためにも欠かせない施設です。

市の公共下水道は、昭和 56 年度から事業に着手し、人口が多い市街地や下流域から順次整備を進めてきました。平成 29 年度末現在の人口普及率は 82.5%で、全国平均 78.3%（同 28 年度末現在）を若干超えている一方、滋賀県平均 89.3%（同 28 年度末現在）と比べると、まだまだ低い状況です。

これは、琵琶湖東北部浄化センターの供用開始（平成 3 年）が湖南中部や湖西の浄化センターに比べて遅かったことと併せ、昨今の厳しい財政状況から、事業費の縮減を余儀なくされているためです。

現在、未整備になっている地域の皆さんにはご迷惑をおかけしていますが、今後の財政事情を見据えつつ、市全体のバランスにも配慮しながら整備を進めていきますので、ご理解をお願いします。

■ 排水設備工事は彦根市指定下水道工事店で

市の指定下水道工事店ではないのに、皆さんの家庭に下水道を使うための排水設備工事の営業に行く業者がいます。

市に無届けで工事を行い、後でトラブルになるケースがあります。市が排水設備の清掃や修理などを業者に委託することはありませんので、ご注意ください。

業者が市の指定下水道工事店かどうか分からない場合は、**市上下水道業務課**にご確認いただくか、彦根市ホームページをご覧ください。

■ 地下水を使用している人へ

公共下水道をすでに使用していて、地下水を下水道に流している家庭で、使用人数に変更がある場合、**市上下水道業務課**に届け出が必要です。※**市市民課**、支所、各出張所での住所異動などの届け出とは連動していません。異動があった際は、お手数ですが、その都度、**市上下水道業務課**にもご連絡ください。

問い合わせ先 市上下水道業務課 ☎ 22-5458、FAX 22-5433

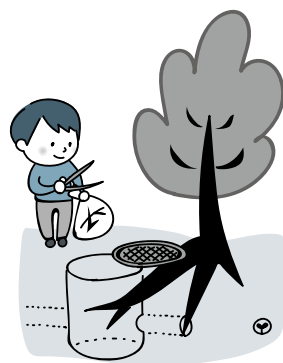
下水道の汚水ますに 木の根が侵入していませんか

下水道の公共汚水ますと、利用者が設置、利用している宅内ますに木の根が侵入して、下水が流れないことがあります。

利用者には宅内ますの定期的な清掃をお願いしていますが、併せて公共汚水ますに異常がないか確認をお願いします。

異常があった場合は**市下水道建設課**にご連絡ください。※宅内ますの清掃は利用者負担になります。

問い合わせ先 市下水道建設課 ☎ 22-5458、FAX 22-5433



数字で見る彦根市の 下水道の整備状況（前年度比）

- ▶ 供用面積は約 53ha 増加しました
- ▶ 供用区域内人口は約 800 人増えて約 92,800 人になりました

	平成 29 年度末 ※○内は前年度	
下水道普及率	82.5 %	(81.7 %)
供 用 面 積	2,228.2 ha	(2,175.4 ha)
供用区域内人口	92,806 人	(92,010 人)
供用区域内世帯	39,158 世帯	(38,354 世帯)
水洗化人口	83,267 人	(82,530 人)
水洗化世帯	35,131 世帯	(34,216 世帯)
人口水洗化率	89.7 %	(89.7 %)

下水道管に雨水が 流れ込まないようにしましょう

市の公共下水道は、汚水と雨水を別々に処理する分流方式で、下水道管は汚水の専用管です。公共下水道の汚水管へ流せるものは、トイレ・台所・風呂などの汚水のみで、雨どいなどからの雨水は流すことができません。

雨水を流すと、次のような問題が発生することがあります。

- ▶ 台風などの大雨の際、道路上のマンホールや宅地内のますから汚水があふれたり、家庭から汚水が流れなくなることがあります。
- ▶ 多くの雨水が下水処理場に流れ込むため、汚水が処理しきれず、琵琶湖の水質を悪化させてしまうことがあります。
- ▶ 下水処理場で処理に要する費用が増えるため、下水道使用料の負担増につながる可能性があります。

各家庭の汚水管に雨どいなどが間違っ てつながっている場合や、汚水管などが老朽化して雨水が流れ込んでいる場合があります。公共下水道の汚水管へ雨水が流れ込まないように、家庭での維持管理を適切に行うことを心がけましょう。

国民健康保険・後期高齢者医療制度
交通事故などで保険診療を受ける場合、30 日以内に届け出てください

交通事故など第三者（加害者）の行為により受けたケガや病気などの医療費は、本来、加害者（相手方）が負担するのが原則ですが、被害者側にも一部過失のある場合などは、届出により国民健康保険や後期高齢者医療制度など、ご加入の健康保険で保険診療を受けることができます。

この場合、健康保険が一時的に治療費を立て替え、後日、加害者に請求しますので、警察だけでなく、両保険年金課へ速やかに届出をしてください。

国民健康保険および後期高齢者医療制度以外の健康保険の加入者は、ご加入中の健康保険へ届出をしてください。医療機関を受診する際は、第三者行為によるものであることを伝えてください。

届出に必要なもの

- ① 第三者行為による傷病届
- ② 事故発生状況報告書
- ③ 念書
- ④ 事故証明書（自動車安全運転センター発行のもの）※交通事故の場合（「ピー」も可）



⑤ 被保険者証
⑥ 印鑑

※①～③の用紙は両保険年金課にあります。彦根市ホームページからもダウンロードできます。

このような場合も 第三者行為となります

- ▼ 自動車事故以外の自転車の事故（滋賀県では、平成 28 年 10 月から、自転車損害賠償保険への加入が義務付けられました）
- ▼ 暴力行為によるケガ
- ▼ 他人の飼い犬にかまれた
- ▼ 他人から提供された食事で食中毒になった など

注意

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、保険診療による治療を受けられなくなる場合があります。

加害者からの返還分を、当事者の間で請求しない旨の示談を行うと、健康保険が加害者に直接請求できなくなり、被害者自身が思いがけない負担を負うおそれがあります。

全国一斉！ 法務局休日相談所

相続・贈与などの登記、土地の境界、会社法人の設立・変更、人権に関することなどの相談に、法務局職員、公証人、司法書士などが応じます（予約優先）。

日時 10 月 7 日（日） 午前 10 時～午後 4 時

場所 県庁大津びわ湖合同庁舎（大津市京町三丁目）1 階 共用会議室

費用 無料

申込期限 10 月 5 日（金） 午後 5 時

申込・問い合わせ先 大津地方法務局総務課 ☎ 077-522-4772 番

拒を負うおそれがあります。示談の前に、早めに問い合わせ先までご相談ください。

※次の場合、健康保険での治療は受けられません。

- ▼ 勤務中や通勤途中での事故（労災保険の対象です）
- ▼ 不法行為（飲酒運転など）による事故

問い合わせ先 両保険年金課 ☎ 30-6112 番、FAX 22-1398 番、（後期高齢者医療広域連合）☎ 077-522-3013 番

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設 整備基本計画（素案）

意見の件数	123 件
案の修正を行うもの	15 件
案の修正を行わないもの	54 件
すでに案に記載済みのもの	4 件
その他	50 件

問い合わせ先 彦根愛知犬上広域行政組合 建設推進室 ☎ 35-0015、FAX 35-4711



湖東圏地域公共交通網 形成計画の修正（素案）

意見の件数	3 件
案の修正を行うもの	1 件
案の修正を行わないもの	1 件
すでに案に記載済みのもの	1 件

問い合わせ先 市交通対策課 ☎ 30-6134、FAX 24-5211

意見公募手続制度 結果のお知らせ

＜ 告 告 欄 ＞

障害のあるお子様(成人の方も)お預かりします。

営業時間 8:00～19:00
土・日・祝日・GWも可
定休日 12/30～1/3

日中一時支援・移動支援事業所
一般社団法人 **さくらんぼ**
彦根市芹町10番28号 103号 ☎ 0749-47-3947

進路相談 / 個別指導 / 発達支援 / 障害児支援
芽が育つ。個性が伸びる。【見学・相談随時受付中！】

アットスクール
@SCHOOL
南彦根駅西口から徒歩 15 分 **南彦根教室**

頭脳トレーニング教室『パズル道場』9 月開校！

生徒募集中！ ☎ 0749-30-9905
〒522-0041 彦根市平田町 9 2 4
ヴィラロンシャン 101
minamihikone@at-school.jp

〈内容〉運動会や野外炊事などで、楽しい1日を過ごしましょうか。
〈日時〉10月21日(日) 午前10時～午後3時
〈場所〉困荒神山自然の家(日夏町)
〈対象〉小学4～6年生
〈定員〉20人程度(先着順。参加者が10人未満の場合は実施しません)
〈申込期間〉9月22日(土)～同30日(日)(同25日(火)は休み)
〈参加費〉千円(野外クッキング材料費)

〈内容〉 上野千鶴子さん（社会学者、東京大学名誉教授）から、自己決定を支える支援職の役割について学びます。
〈目次〉 10月27日（土）午後1時30分～同3時30分 **〈場所〉** 滋賀県立大学（八坂町）A2・202室 **〈定員〉** 200人（先着）

〔募集部門〕 短歌、俳句、川柳、詩
 （用紙は自由。詩は一点につき400字
 詰め原稿用紙2枚以内。各部門とも題は
 自由）
〔応募点数〕 各部門1人2
 点以内 **〔対象〕** 市内在住・在学
 の小・中学生 **〔応募期間〕** 9月
 29日（土）～10月27日（土）**〔表彰〕** 各
 部門で特選・準特選・佳作を表彰
〔注意事項〕 応募作品は未発表のもの
 ので、盗作や類似作品と判明した
 場合、賞を取り消します。応募作
 品は返却しません。入賞作品の著
 作権などは応募者に帰属しますが

〈内容〉市内の事業所などに勤務する従業員で、市の産業の発展に尽力し、功績が特に顕著な人を表彰します。
〈対象・表彰基準〉▼勤続年数15年以上▼企業の振興に寄与するなど表彰に値する人 ※詳しくは各申込先のホームページをご確認ください。
〈推薦期限〉
 9月27日(木)必着 **〈表彰式〉**11月16日(金) **〈申込問い合わせ先〉** 市地域経済振興課 ☎30・6119 番 FAX 24・9676 番、彦根商工会議所 ☎22・4551 番、稻枝商工会 ☎43・2201 番

申込・問い合わせ先 困男女共同参画センター
「ウィズ」(平田町 670) ☎・FAX24-3529、
✉with.hikone@oboe.ocn.ne.jp
※電話、FAX、メールまたは直接窓口でお申し込み
ください。各講座の詳細は彦根市ホームページで
ご確認ください。

託児あり … 詳しくはお問い合わせください。

※特に記載のないときは、事前申込は不要で、費用は無料です。

相 談 名	日 時	場 所	内 容 ・ 問 い 合 わ せ 先 など
暴力団にかかわる 巡 回 相 談 所	9月20日(休) 13：00～16：00	市 民 会 館 (尾 末 町) 第 1 会 議 室	暴力団にかかわる交通事故の示談、債権取り立てなどの民事問題など、弁護士や専門の相談員が相談に応じます。 (公財) 滋賀県暴力団追放推進センター☎077-525-8930
大阪大学法律相談部 秋季無料法律相談	9月24日(月・振) 10：00～14：30	ひ こ ね 燦 ぱ れ す (小 泉 町)	相続、家族問題など民事一般の法律問題の相談に法律相談部員(法学部生)が応じます(刑事事件、行政事件、税金問題、調停中・調停後の事件、裁判中・裁判後の事件(訴状到達後の事件を含む)、すでに弁護士が関与している事件は除きます)。 囲まちづくり推進室☎30-6117、FAX22-1398
子 育 て 相 談	9月27日(休) 14：00～16：00	囲 ふ れ あ い の 館 (八 坂 町)	乳幼児、小学生を問わず、子どもの発達やその他の子育てに関する悩みなど社会福祉士が相談に応じます(9月15日(出)～同22日(出)までに時間帯を選んで予約。先着2人。1人1時間程度)。 囲ふれあいの館☎25-4452、FAX47-5088
人権なんでも相談	10月3日(休) 13：00～15：00	相 談 室 (彦根駅西口仮庁舎4階)	いじめ、あらゆる差別など、人権に関する相談に人権擁護委員が応じます。 大津地方務局彦根支局☎22-0242
	同17日(休) 13：00～15：00	稲 枝 支 所 (田 原 町)	
近畿税理士会税務相談センター 無 料 税 務 相 談	10月3日(休) 13：30～16：30	相 談 室 (彦根駅西口仮庁舎4階)	確定申告や医療費控除、相続税、贈与税など税金全般に関する相談です(内容によって相談を受けられない場合があります)。 ※1人30分。電話による予約制(相談日前日まで受付。先着6人)。 囲税務課市民税係☎30-6140、FAX22-1398
アルコール相談	10月5日(金) 14：00～16：30	彦 根 保 健 所 (和 田 町) ☎21-0283 FAX26-7540	アルコールに関する問題について、本人や家族の相談に精神科医師、保健師などが応じ、必要に応じて医療機関などの紹介・調整をします(予約制)。
精神保健福祉相談	10月19日(金) 14：00～16：00		心の健康に不安を持つ本人や家族の相談に医師や保健師が対応し、必要に応じて医学的指導、医療機関や施設の紹介などをします(予約制)。
労 働 法 律 相 談	10月5日(金) 18：30～20：00	ひ こ ね 燦 ぱ れ す (小 泉 町)	職場での悩み事・工作上困難な問題について、弁護士が相談に応じます(予約制。9月19日(休)9：00から先着3人)。 ※月曜日は休館日。月曜日が祝日の場合は翌日が休館日 ☎26-7272、FAX26-7377
行政相談委員による 行 政 相 談	10月9日(火) 13：00～15：00	囲 ま ち づ くり 推 進 室 (彦根駅西口仮庁舎3階) ☎30-6117、 FAX22-1398	国・県・市などに対する苦情や意見・要望に関する相談に応じます(30分程度)。 ※市内在住、在勤者に限定
行政書士無料相談会 相 続 手 続 相 談	10月12日(金) 13：00～15：00		相続に関する手続き(遺言書の作成、遺産分割に関することなど)の相談に応じます(予約制。10月3日(休)8：30 から先着8人)。 ※市内在住、在勤者に限定
登 記 相 談 表 示 登 記	10月19日(金) 13：00～16：00		相続・売買登記、土地の分筆・合筆、建物登記などの相談に応じます(予約制。10月10日(休)8：30 から先着6人)。 ※市内在住、在勤者に限定
滋賀弁護士会 法 律 相 談	10月26日(金) 13：00～16：00		担当弁護士がすでに申込者と利害関係がある人の相談を受けている場合などは、相談が受けられないことがあります(予約制。10月17日(休)8：30 から先着6人)。 相談料：1回(30分)5,400円(相談日にお支払いください) ※市内在住、在勤者に限定
子 育 て ア ド バ イ ス 相 談	10月11日(休) 10：30～12：00	囲 子 ど も セ ン タ ー (日 夏 町) ☎28-3645 FAX28-3646	乳幼児期の病気や体の心配事について、看護師が相談に応じたり、アドバイスをしたりします。
臨床発達心理士 まちこさんの子育て相談	10月22日(月) 9：00～12：00		3歳～小学生の子どもの心身の発達や、その他子育てに関する相談に臨床発達心理士が応じます(9月15日(出)～10月21日(出)に時間帯を選んで予約。先着3人。1人1時間程度)。
行政なんでも相談所	10月11日(休) 13：30～16：00 (受付13：00～15：30)	大学サテライト・プラザ彦根 (アル・プラザ彦根6階)	相続、登記、遺言書の書き方や道路交通など、国・県・市の行政全般の相談に応じます。相談無料で秘密は守られます。 総務省滋賀行政監視行政相談センター☎077-523-1100
行政相談委員による 巡 回 行 政 相 談	10月16日(火) 13：00～15：00	亀 山 出 張 所 (賀 田 山 町)	国・県・市などに対する苦情や意見・要望に関する相談に応じます。 ※市内在住、在勤者に限定 囲まちづくり推進室☎30-6117、FAX22-1398
がん患者さんの 就 労 相 談 会	10月17日(休) 13：30～15：30	市 立 病 院 (八 坂 町) 2階3ブロック奥相談室	がんになっても治療しながら働くための相談に、滋賀産業保健総合支援センターの両立支援促進員が応じます(予約優先。10月16日(休)までに予約。先着2～3人)。 市立病院がん相談支援センター☎22-6050 (代表)

※特に記載のないときは、事前申込は不要で、費用は無料です。

相 談 名	日 時	場 所	内 容 ・ 問 い 合 わ せ 先 など
全国共通人権相談ダイヤル みんなの人権110番	毎週月～金曜日 (祝日は除く) 8：30～17：15	☎0570-003-110 (相談専用電話)	さまざまな人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。電話は最寄りの法務局につながります。
多 言 語 に よ る 人 権 相 談	毎週月～金曜日 (祝日は除く) 9：00～17：00	☎0570-090-911 (相談専用電話)	多言語(中国語、韓国語、英語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語)でさまざまな人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。電話は大津地方法務局につながります。
発達(障がい)相談	毎週月～金曜日 (祝日は除く) 8：30～12：00 13：00～17：15	囲 発 達 支 援 セ ン タ ー (旧囲子ども療育センター) ☎26-8282	発達に関して心配がある人、発達障がいのある人やその心配がある人、またはその家族などの相談に応じます(予約制)。電話か直接窓口でお申し込みください。
こ と ば の 相 談			発音など、言葉に関して心配がある小学校入学までの子どもと、その家族の相談に応じます(予約制)。電話か直接窓口でお申し込みください。
子ども・家庭相談	毎週月～金曜日 (祝日は除く) 8：30～17：15	囲 家 庭 児 童 相 談 室 (囲 福 祉 セ ン タ ー) ☎23-7838 FAX26-1768	子どものことをはじめとする家庭内の悩み(育児不安、児童虐待、ドメスティック・バイオレンスなど)について、相談に応じます。
消 費 生 活 相 談	毎週月～金曜日 (祝日は除く) 9：00～12：00 13：00～16：15	囲 生 活 環 境 課 消 費 生 活 セ ン タ ー (彦根駅西口仮庁舎3階) ☎30-6144	多重債務問題や架空請求への対処、悪質商法の被害、クーリング・オフの方法など、消費生活や契約のトラブルに関する相談に応じます。
い じ め 相 談 ほ っ と ラ イ ン	毎週月～金曜日 (祝日は除く) 9：00～17：00	囲学校支援・いじめ対策室 ☎24-7977 (相談専用電話)	いじめによる悩み、ご相談ください。教育現場の経験者や専門員が相談に応じます。本人・友人・家族など、どなたからでもいじめ相談を受け付けます(彦根市ホームページからメールでのいじめ相談も受け付けています)。
子どもと親の悩みの 相 談 電 話	毎週月・水曜日(祝日は除く) 14：00～17：00	囲 教 育 研 究 所 ☎23-7867 (相談専用電話)	悩みを抱える子どもからの相談、子育てで悩んでいる保護者や家族からの相談に応じます(電話相談)。
子ども・若者総合相談	毎週月～金曜日 (祝日は除く) 9：00～12：00 13：00～17：00	子ども・若者総合相談センター (囲 福 祉 セ ン タ ー) ☎47-3001 FAX26-1768	ニートやひきこもりなど社会生活に困難を抱えている子ども・若者(おおむね39歳まで)やその家族が抱える問題を、支援機関などが連携して解決に向けて相談に応じます。まずはお電話ください。
てい しん 通 信 サ ロ ン	毎週火・木曜日(祝日は除く) 11：00～16：00	通 信 舎 1 階 (河 原 二 丁 目) ☎20-9366	「人とのコミュニケーションが苦手」など、生きづらさを抱えて悩んでいる若者向けのサロンです。卓上ゲームやおしゃべりをする中で、一緒にこれからのことを考えてみませんか。※サロン開所時間以外は囲子ども・若者課(☎49-2251)にお問い合わせください。
交 通 事 故 相 談	毎週火・木曜日 9：00～12：00 13：00～16：00	湖 東 合 同 庁 舎 2 階 (元 町)	被害者・加害者を問わず、専門の相談員が相談に応じます。電話による相談にも応じます(祝日を除く月～金曜日)。 県立交通事故相談所彦根分室☎27-2230
ひこね市民活動センター 市 民 活 動 ・ ボ ラ ン テ ィ ア 相 談	毎週火～土曜日 10：00～18：00	☎23-2008 (電話相談)	市民活動・ボランティアを始めてみたい、活動していて困ったことなどの相談に応じます。毎週火～土曜日は電話、FAX、メールでの相談(ひこね市民活動センターにつながります)、毎週火曜日は面談での相談(予約制)を受け付けます。 ☎・FAX23-2008、✉hikone.cac@gmail.com
	毎週火曜日 (祝日は除く) 10：00～14：00	市 民 交 流 セ ン タ ー (里 根 町)	
心配ごと相談所	毎週水・金曜日 (第2水曜日・祝日は除く) 13：00～16：00	囲障害者福祉センター (平 田 町)	家族や地域のことなど、くらしの中のさまざまな心配ごと、悩みごとの相談に応じます。 彦根市社会福祉協議会☎22-0294(相談専用電話)
心配ごと相談所 出 張 相 談 所	偶数月の第2水曜日 (祝日は除く) 13：00～16：00	囲北老人福祉センター (馬 場 一 丁 目)	
	奇数月の第2水曜日 (祝日は除く) 13：00～16：00	囲南老人福祉センター (田 原 町)	
ウィズ相談室 総 合 相 談	毎週水～金曜日 (祝日は除く) 13：00～16：00 (最終受付15：30)	囲男女共同参画センター 「ウィズ」 (囲福祉センター前) 相談専用ダイヤル ☎21-5757	女性、男性を問わず、心の悩み、夫婦・家族関係、職場の人間関係(セクハラなど)、子どもに関することなど、さまざまな相談に応じます。
ウィズ相談室 専 門 相 談 (法 律 相 談) (こ こ ろ の 悩 み 相 談)	要予約		専門相談は、 総合相談を受けたあとで、必要な人のみ予約できます 。「法律相談」では弁護士が、「こころの悩み相談」では臨床心理士が相談に応じます。 ※「法律相談」は、係争中の案件や担当弁護士と利害関係のある人の相談は受付できない場合があります。



健康だより

市健康推進課(八坂町 市立病院敷地内・
くすのきセンター2階)
☎24-0816、FAX24-5870

＊ すくすくベビー ＊



黒木 紗羅ちゃん
(平田町)



小西 悠月ちゃん
(南川瀬町)



吉井 優介ちゃん
(中敷町)

彦根市に「暴風警報」が
10:30時点で発令された
場合、乳幼児健康診査は中
止になります。「特別警報」
の場合、発令時刻や特別警
報の種類に関わらず中止と
なります。

乳幼児個別相談

子育てに関する相談に保健師、
栄養士が応じます。

日時 10月9日(火)・同30日(火)
9:30~11:00

場所 くすのきセンター 1 階
※栄養士に相談できる日は、
10月30日(火)です。

持ち物 母子健康手帳

離乳食教室

～1日2回食に進めましょう～
栄養士の話、離乳食の試食など
※参加は1人1回限りです。

日時 10月5日(金)
10:00~11:30
(受付9:45~10:00)

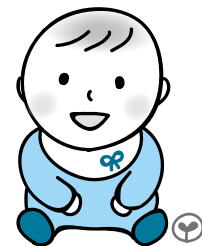
場所 くすのきセンター 2 階
対象 市内に住民登録のある7～
8か月児とその保護者

持ち物 母子健康手帳

10月の乳幼児健康診査

※対象児の生年月日をご確認の
うえ、お越しください。
※該当月に来られない場合は、
ご連絡ください。

場 所 くすのきセンター 1 階
受付時間 12:45~14:00



※個人通知はありませんので「すくすく手帳」で内容・持ち物
をご確認ください。

※1歳6か月児健診は、
仕上げみがき用歯
ブラシをお持ちください。

※2歳6か月児健診は、
問診票に「ささやき
声検査」の結果をご
記入ください。

※3歳6か月児健診で
は、検尿があります。
朝一番の尿を、きれ
いに洗ったビンなど
に入れてお持ちくだ
さい。

健 診 名	実施日	対 象
4 か 月 児	16日(火)	平成30年 6月 1日～ 6月 15日生
	23日(火)	平成30年 6月 16日～ 6月 30日生
10 か 月 児	10日(火)	平成29年 12月 1日～12月 15日生
	17日(火)	平成29年 12月 16日～12月 31日生
1歳6か月児	12日(金)	平成29年 3月 1日～ 3月 15日生
	19日(金)	平成29年 3月 16日～ 3月 31日生
2歳6か月児	11日(木)	平成28年 3月 1日～ 3月 15日生
	25日(木)	平成28年 3月 16日～ 3月 31日生
3歳6か月児	15日(月)	平成27年 3月 1日～ 3月 15日生
	22日(月)	平成27年 3月 16日～ 3月 31日生

らくらく禁煙相談

常習的な喫煙は、ニコチン依存に陥りやすくなります。
「たばこのない新しい生活」「たばこのない新しい自
分」に出会うための一歩を応援します。

日時 10月10日(水)
9:00～、10:00～、11:00～

場所 くすのきセンター 2 階

定員 3人 (各時間1人、予約制)

内容

●たばこへの依存度が分かる検査

肺の汚れ度チェック (呼気中の一酸化炭素の濃度測定)

たばこの依存度チェック (尿中ニコチン濃度検査)

●たばこのやめ方についてのアドバイス

タッチパネルでかんたんに！

脳の健康チェック

もの忘れの可能性に気づくための機械 (タッチパネ
ル) で、脳の健康チェックをしてみませんか。

日時 10月16日(火) 10:00～11:00、
11:00～12:00 (1人5分程度)

場所 稲枝地区公民館 (本庄町)

対象 40 歳以上の人

定員 各回 10 人 (予約制) 費用 無料

申込・問い合わせ先 彦根市認知症 HOT サポートセ
ンター ☎ 30-9601、FAX26-2500 (平日9:00
～17:00) ※電話か FAX で、①氏名②年齢③連絡
先④希望する時間帯を伝えて申し込んでください。

※特に記載のないとき、事前申込は不要、費用は無料です。



健康だより

●●● 子どもの定期予防接種のお知らせ ●●●

予防接種は、病気に対する抵抗力をつけ、発病を予
防するために大切なものです。母子健康手帳などで接
種の記録を確認し、予防接種の説明書をよく読んで、
接種を受けてください。

対象 接種当日、彦根市に住民登録のある子ども

実施方法 予約制 (指定医療機関に直接お申し込みください)
※指定医療機関は、個人に送付している案内や彦根
市ホームページなどでご確認ください。

接種費用 無料 ※対象年齢内に接種できなかった場
合は、有料になります。

予防接種名	対象年齢		回数・望ましい間隔
BCG	1歳を迎える日の前日まで		1回接種
Hib (ヒブ) 感染症	生後2か月から5歳を迎える日の前日まで		1回から4回接種 (接種開始月年齢により異なります。 対象月齢になったら、すぐに接種し ましょう。)
小児の肺炎球菌感染症			
B型肝炎	1歳を迎える日の前日まで		3回接種 【2回目】1回目の接種から27日以上 間隔をあける。 【3回目】1回目の接種から139日 (約20週) 以上間隔をあける。
四種混合 (ジフテリア・ 百日咳・破傷風・不活化 ポリオ)	1期 初回	生後3か月から7歳6か月を迎える日の 前日まで	20～56日 までの間隔で3回接種 1期初回の3回目の接種日から1年 ～1年半後に1回接種
	1期 追加		
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	2期	小学6年生 (11歳以上13歳未満)	各1回接種
麻しん・風しん (MR) 混合	1期 2期	1歳から2歳を迎える日の前日まで 就学前1年間 (保育園・幼稚園の年長に相当する期間)	
水痘 (みずぼうそう)	初回 追加	1歳から3歳を迎える日の前日まで	初回接種後、6～12か月の間隔をあける。
日本脳炎 ※特例措置があります。 詳しくは彦根市ホームペ ージをご確認ください。	1期 初回	3歳から7歳6か月を迎える日の前日まで (事前に申し出があれば、生後6か月から可能)	6～28日までの間隔で2回接種
	1期 追加		1期初回の2回目の接種日から おおむね1年後に1回接種
	2期	小学4年生 (9歳以上13歳未満)	1回接種
ヒトパピローマ ウイルス感染症 (子宮頸がん予防)	ヒトパピローマウイルス感染症 の予防接種は、現在、彦根市で は積極的に勧めていません。		小学6年生から高校1年生 に相当する年齢の女性 3回接種 (間隔は接種ワクチンによ り異なります)

▶日本脳炎の予防接種について

海外渡航などの理由で、早期に受けたい場合は、市健康推進課に相談してください。生後6か月から接種を受けることができます。

▶市外の医療機関 (県内) で接種を希望する場合

滋賀県予防接種広域化事業により、市外 (県内) で予防接種を受ける場合は、事前に市健康推進課で申請が必要です (申請がないと接種できません)。

近江美食ガーデン

日時 9月29日(土) 11:00～18:00

(雨天決行、荒天中止)

場所 滋賀県護国神社境内(尾末町)

地元の飲食店が、近江食材を使った、ここでしか食べられない料理を提供するイベントです。

◆麒麟ビールと地元飲食店のコラボ

近隣に工場がある麒麟ビールやクラフトビールに合う料理を、地元の飲食店が提供。
ビールと近江美食のマリアージュ(組み合わせ)が楽しめます。

◆湖東エリアの美食材を使ったご当地ハイボール&カクテル

多数のコンテストに入賞のバーテンダーが、
近江の食材を使ったイベント限定のカクテルを提供。

◆近江食材を楽しめるフードカーやイベントが盛りだくさん!

鮎のつかみ取りなど、家族で楽しめるイベントもあります。

※駐車場はありませんので、車での来場はご遠慮ください。

問い合わせ先

近江ツーリズムボード(彦根商工会議所3階) ☎22-5580、✉info@oh-mi.org

前日までの購入で200円お得!
前売りチケット発売中
1,800円(200円×10枚つづり)
販売場所：彦根商工会議所、各出店店舗

2018 彦根市 子どもフェスティバル

市内の小・中学生のジュニアボランティアが6月から準備してきた、子どもたちによる子どもたちのためのイベントです。小さい子どもから中学生までを対象に、楽しく遊べるコーナーがいっぱいです。

日時 10月7日(日) 10:00～14:30

場所 困子どもセンター(日夏町)

内容

- ▶おばけやしき、ミニ運動会
- ▶クラフトコーナー
- ▶歌や演奏、バルーンアート
- ▶発電、アート、グラウンドゴルフの体験コーナー
- ▶天文台公開 など
- ※整理券が必要なコーナーがあります。

対象 中学生以下

その他

前日(6日(土))は15:00に閉館します。当日の開館時間は10:00～14:30です。当日に遊具の貸出、図書の出貸・返却はできません。

問い合わせ先

困子どもセンター

☎28-3645、FAX28-3646



女性活躍 推進フォーラム

性別に関わらず誰もが個性と能力を発揮できる社会の実現と、職場でのワーク・ライフ・バランスの推進をテーマに、講演会、パネルディスカッションを行い、市長と市内の代表企業がイクボス(※)宣言を行います。

日時 9月29日(土)

13:00～15:00(開場12:30)

場所 ひこね市文化プラザ(野瀬町)エコーホール

定員 300人(先着順)

▶講演会

講師 安藤哲也さん(NPO法人
ファザリング・ジャパン代表理事)

▶パネルディスカッション

▶市長と市内代表企業がイクボス
宣言

申込期限 9月21日(金)

託児 あり(0歳～就学前まで。9月21日(金)までに要予約)

その他 手話通訳、要約筆記があります。

申込・問い合わせ先 困企画課 ☎30-6101、
FAX22-1398、✉danjo@ma.city.hikone.shiga.jp
※電話、FAX、メールか直接窓口でお申し込みください。

※イクボス：部下などの育児や介護、ワーク・ライフ・バランスなどに配慮や理解のある上司

